看護師養成所（3年課程） 自己点検表

養成施設名:

課程の別: 昼間･夜間･通信･その他(　　)

修業年限: (　　)年

法　　･･･保健師助産師看護師法

施 行 令･･･保健師助産師看護師法施行令

指定規則･･･保健師助産師看護師学校養成所指定規則

指導要領･･･岐阜県看護師等養成所の運営に関する指導要領（令和3年4月1日改正）

本表は養成施設等の適正な管理･運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。（令和5年4月1日作成）

	点検項目	判定	確認書類
1	学生に関する事項		･学則 ･募集要項 ･各種規程 ･学生から提出された書類
	（1） 入所資格を有しない者を入所させていないか。 〇学校教育法第90条第1項に該当する者か。（指定規則第4条第1項第1号）	し	
	（2） 入学資格の確認は、以下の書類のうちいずれかを提出させ確実に行っているか。（指導要領第4-1(1)イ(ア)） ･高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ･高等学校卒業程度認定試験合格証明書、合格成績証明書又は合格見込成績証明書 ･その他学校教育法第90条第1項に該当することを証明する書類	適・否・該当なし	
	（3） 入学選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行っているか。（指導要領第4-2(1)）	適・否・該当なし	
	（4） 看護師としての能力や適性にかかわりのない事項（体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関等への勤務の可否等）によって入学制限をしていないか。（指導要領第4-2(2)）	適・否・該当なし	
	（5） 他の分野で働く社会人に対して、その経験に配慮した入試を設けているか。（指導要領第4-2(3)）	適・否・該当なし	
	（6） 入学の選考にかかわりのない書類（戸籍抄本、家族調書等）を提出させていないか。（指導要領第4-2(4)）	適・否・該当なし	
	（7） 学生の卒業は、学生の成績を評価して認めているか。（指導要領第4-3(1)）	適・否・該当なし	
	（8） 欠席日数が出席すべき日数の1/3を超える者の卒業を認めていないか。（指導要領第4-3(2)）	適・否・該当なし	
	（9） 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取り扱いをしていないか。 （指定規則第4条第1項第12号 指導要領第4-4(1)）	適・否・該当なし	
	（10） 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報提供や必要な助言、指導等を行っているか。（指導要領第4-4(2)）	適・否・該当なし	
	（11） 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導しているか。（指導要領第4-4(3)）	適・否・該当なし	
2	施設設備等に関する事項		･申請時の平面図 ･校舎各室一覧表
	（1） 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。（①～③の全てを満たすこと）	適・否・該当なし	
	①普通教室（同時に行う授業の数に応じ、必要な数が専用であること。（指定規則第4条第1項第6号）	適・否・該当なし	
	②実習室及び在宅看護実習室は専用であるか。（指定規則第4条第1項第7号） （以下の全てを満たすこと。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用可）	適・否・該当なし	
	ア 専門領域の校内実習を行うのに必要な専用の実習室を有すること。（指導要領第7-5(1)）	適・否・該当なし	
	イ 学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上であること。（指導要領第7-5(2)）	適・否・該当なし	
	ウ 沐浴槽、手術用手洗設備、給湯･給水設備を有すること。（指導要領第7-5(2)）	適・否・該当なし	
	エ 実習に要する機械器具を格納する場所を備えること。（指導要領第7-5(2)）	適・否・該当なし	
	オ 2以上の課程を併設し、共有する場合でも課程数以上の数の実習室を有することが望ましい。 （指導要領第7-5(1)）	適・否・該当なし	
	③図書室はあるか。（指定規則第4条第1項第7号、第2項第7号）	当なし	
	（2） 以下の教育上必要な機械器具、模型及び図書を有するか。（指導要領第7-7(1)、別表9）	当なし	･備品類目録 ･図書目録

品　目	数量	
ベッド		
成人用ベッド（高さや傾きが調整可能なもの）	学生４人に1	適・否・該当なし
小児用ベッド	適当数	適・否・該当なし
新生児用ベッド	適当数	適・否・該当なし
保育器	※	適・否・該当なし
床頭台	適当数	適・否・該当なし
オーバーベッドテーブル	適当数	適・否・該当なし
患者用移送車（ストレッチャー）	1	適・否・該当なし
担架	※	適・否・該当なし
実習用モデル人形		
看護実習モデル人形	学生１０人に1	適・否・該当なし
注射訓練モデル	適当数	適・否・該当なし
静脈採血注射モデル	適当数	適・否・該当なし
気管内挿管訓練モデル	適当数	適・否・該当なし
救急蘇生人形	適当数	適・否・該当なし
経管栄養訓練モデル	適当数	適・否・該当なし

大学卒業後に看護師等養成所に入学してくる学生に対しても、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書、又は卒業見込み証明書は必要であるので注意すること。

機械器具、模型等が故障や破損した場合は適宜更新すること。

図書は定期的に更新されていることが必要なので注意すること。

吸引訓練モデル	適当数	適・否・該当なし	
導尿訓練モデル	適当数	適・否・該当なし	
浣腸訓練モデル	適当数	適・否・該当なし	
乳房マッサージ訓練モデル	適当数	適・否・該当なし	
沐浴用人形	学生4人に1	適・否・該当なし	
ファントーム	適当数	適・否・該当なし	
看護用具等			
洗髪用具一式	適当数	適・否・該当なし	
清拭用具一式	適当数	適・否・該当なし	
沐浴槽	学生4人に1	適・否・該当なし	
排泄用具一式	適当数	適・否・該当なし	
口腔ケア用具一式	適当数	適・否・該当なし	
罨法用具一式	適当数	適・否・該当なし	
処置用具等			
診察用具一式	適当数	適・否・該当なし	
計測器一式	適当数	適・否・該当なし	
救急処置用器材一式	適当数	適・否・該当なし	
人工呼吸器	※	適・否・該当なし	
注射用具一式	適当数	適・否・該当なし	
経管栄養用具一式	適当数	適・否・該当なし	
浣腸用具一式	適当数	適・否・該当なし	
洗浄用具一式	適当数	適・否・該当なし	
処置台又はワゴン	ベッド数	適・否・該当なし	
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	※	適・否・該当なし	
吸入器	※	適・否・該当なし	
吸引装置又は吸引器	※	適・否・該当なし	
心電計	※	適・否・該当なし	
輸液ポンプ	※	適・否・該当なし	
機能訓練用具			
車椅子	適当数	適・否・該当なし	
歩行補助具	※	適・否・該当なし	
自助具（各種）	適当数	適・否・該当なし	
在宅看護用具			
手すり付き風呂	1	適・否・該当なし	
車椅子用トイレ	1	適・否・該当なし	
低ベット	1	適・否・該当なし	
リネン類（各種）	適当数	適・否・該当なし	
模型			
人体解剖	1	適・否・該当なし	
人体骨格	1	適・否・該当なし	
血液循環系統	1	適・否・該当なし	
頭骨分解	1	適・否・該当なし	
心臓解剖	1	適・否・該当なし	
呼吸器	1	適・否・該当なし	
消化器	1	適・否・該当なし	
脳及び神経系	1	適・否・該当なし	
筋肉	1	適・否・該当なし	
皮膚裁断	1	適・否・該当なし	
目、耳の構造	1	適・否・該当なし	
歯の構造	1	適・否・該当なし	
鼻腔、咽頭、喉頭の構造	1	適・否・該当なし	
腎臓及び泌尿器系	1	適・否・該当なし	
骨盤径線	1	適・否・該当なし	
妊娠子宮	1	適・否・該当なし	
胎児発育順序	1	適・否・該当なし	
受胎原理	1	適・否・該当なし	
栄養指導用フードモデル（各種）	適当数	適・否・該当なし	
視聴覚教材			
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数	適・否・該当なし	
教材用DVD等	適当数	適・否・該当なし	
プロジェクター	適当数	適・否・該当なし	
ワイヤレスマイク	適当数	適・否・該当なし	

	その他		
	パーソナルコンピューター	**適当数**	適・否・該当なし
	複写機、プリンター	**適当数**	適・否・該当なし
	図書		
	基礎分野に関する図書	**1000冊以上**	適・否・該当なし
	専門基礎分野及び専門分野に関する図書	**1500冊以上**	適・否・該当なし
	学術雑誌	**20種類以上**	適・否・該当なし
	備考　※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。		
	（3）　看護師養成所等と助産師養成所を併設し、同一の機械器具等を共用 行っているか（指導要領第7-7(1)）		適・否・該当なし
	（4）　機械器具、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新し		適・否・該当なし
	（5）　同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下であるか。（指定規 ※ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を この限りではない。		適・否・該当なし
	（6）　2年課程（通信制）とそれ以外の課程とが同一の教室を共用とする場合、学生の自己学習のための教室が他に設けられているか。（指導要領第7-2(2)）		適・否・該当なし
	（7）　看護師養成所等と助産師養成所を併設し、同一の普通教室を共用とする場合、教育を異なった時間帯において行い、また、学生の自己学習のための教室が他に設けられているか。（指導要領第7-2(2)）		適・否・該当なし
	（8）　図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧机の配置及び図書の格納のために十分な広さを有するか。（指導要領第7-2(3)）		適・否・該当なし
	（9）　2以上の養成所若しくは課程を併設し、実習室を共有する場合、以下の条件を満たしているか。（指導要領第7-2(5)） 〇設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障が生じていないこと。 〇学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮されていること。		適・否・該当なし
	（10）教育上支障があるにも関わらず、実習室と在宅看護実習室とを兼用していないか。（指導要領第7-2(4)）		適・否・該当なし
	（11）以下、設置が望ましい施設について設置しているか（指導要領第7－2(7)） 〇×をつける 視聴覚教室　演習室　情報処理室　学校長室　教員室　事務室　応接室　研究室 教材室　面接室　会議室　休養室　印刷室　更衣室、　倉庫、 講堂		適・否・該当なし
	（12）臨床場面を擬似的に体験できるような用具や環境を整備しているか。（指導要領第7-2(8)）		適・否・該当なし
	（13）2以上の養成所又は課程を併設する場合、共用とする施設設備を機能的に配置し、かつ養成所又は課程ごとのまとまりを持たせているか。（指導要領第7-2(9)）		適・否・該当なし
	（14）総定員を考慮し教育環境を整備しているか。（指導要領第7-2(9)）		適・否・該当なし
3	教員等に関する事項		
	（1）　教員および専任教員の数は不足していないか。（①、②を満たしている （指定規則第4条第1項第4号）		適・否・該当なし
	①教員は指定規則別表第3に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員としている。（指定規則第4条第1項第4号）		適・否・該当なし
	②学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。（指導要領第5-1(9)）		適・否・該当なし
	（2）　専任教員は以下のいずれかの要件に該当する者であるか。（指導要領第5-1(3)）		適・否・該当なし
	〇保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの1つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものであるか。		適・否・該当なし
	〇以下のいずれの要件も満たす者。 ア　保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者。 イ　専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者。		適・否・該当なし
	（3）　同一の教員が、他の養成所、課程で専任教員になっていないか。（指導要領第5-1(6)）		適・否・該当なし
	（4）　専任教員のうち1人は教務に関する主任者であるか。（指定規則第4条第1項第4号） また、以下のいずれかに該当しているか。（指導要領第5-1(15)） ①専任教員の経験を3年以上有する者 ②厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者 ③旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者 ④上記①～③と同等以上の学識経験を有すると認められる者		適・否・該当なし
	（5）　同一の専任教員が、他の養成所、課程で教務主任になっていないか。（指導要領第5-1(11)）		適・否・該当なし
	（6）　専任教員は専門分野ごとに配置されているか。（指導要領第5-1(7)）		適・否・該当なし
	（7）　専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準としているか。（指導要領第5-1(10)）		適・否・該当なし

原則として1クラスの学生数が40名を1人でも超過した場合、
2クラス設けて授業を実施すること。
(例)
1、1学年の定員が80名　→　2クラスで実施
2、1学年の定員80名のところ、入学者が超過してしまい90名になった。→　3クラスで実施

教員資格が確認できる書類（履歴書、資格証等）を適切に保管すること。

資格証等は原則として原本で確認を行うこと。

・教員一覧
・履歴書
・免許証又は資格証等の写し（原本確認）

（8）	専任教員は専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽しているか。 （指導要領第5-1(12)）	適・否・該当なし
（9）	専任教員の採用に当たっては、看護師等の業務から5年以上離れていないことを確認しているか。 （指導要領第5-1(5)）	適・否・該当なし
（10）	養成所の長が兼任である場合又は2以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置しているか。 （指導要領第5-2(1)）	適・否・該当なし
（11）	養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員であるか。 （指導要領第5-2(2)）	適・否・該当なし
（12）	専任教員としての要件を満たし、かつ臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められているか。（指導要領第5-3(1)(2)）	適・否・該当なし
（13）	実習指導教員（実習施設で学生の指導に当たる看護職員）を施設数を踏まえ適当数確保しているか。 （指導要領第5-4）	適・否・該当なし
（14）	実習指導教員は、保健師、助産師または看護師であり、3年以上当該資格の業務に従事した者であるか。 （指導要領第5-4(2)）	適・否・該当なし
（15）	各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有しているか。（指導要領第5-5(1)）	適・否・該当なし
	○ 基礎分野の授業を大学において当該分野を担当している教員以外の者が行う場合、当該分野について担当の学識経験を有する者であるか。（指導要領第5-5(3)）	適・否・該当なし
	○ 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任しているか。（指導要領第5-5(2)）	適・否・該当なし
（16）	学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められているか。（指導要領第5-1(13)）	適・否・該当なし
	カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じているか。（指導要領第5-1(13)）	適・否・該当なし

4 教育に関する事項

【看護師養成所（3年課程）（定時制を含む）】

（1） 教育の内容は以下の留意点の内容を含んでいるか。（指導要領別表3） 適・否・該当なし

教育内容		単位数	留　意　点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	14	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	小　計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	16	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。 アクティブラーニング等を分野・領域に関わらず活用することにより、主体的な学習を促す。
	健康支援と社会保障制度	6	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
	小　計	22	
専門分野	基礎看護学	11	基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶ内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、安全に看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的能力を養う内容とする。
	地域・在宅看護論	6	地域・在宅看護論では地域で生活する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。
	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践	6 4 4 4 4 4	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。 成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。 チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。 臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害看護の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	臨地実習 基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践	23 3 2 4 2 2 2 2	効果的に臨地実習を行うことができるよう、各養成所において各教育内容の単位数を設定すること。ただし、各教育内容の単位数の設定は記載された数字以上とすること。 知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実習とする。 地域における多様な場で実習を行うこと。 看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ、実務に即した実習（複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通した実習等）を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の実習を行うことが望ましい。
	小　計	66	
総　計		102	

備考　看護の対象の特性を鑑み、包括的かつ継続的な看護を学修できるよう、複数の領域を横断した科目を設定する等、効果的に学ぶための工夫をすることが望ましい。専門分野の臨地実習の各教育内容における単位数は、最低限取得すべき単位数である。

	（2） 教育課程の編成に当たっては、102単位以上の講義、実習等を行っているか。（指導要領第6-2（3）） 〇実際の授業時間が学則で定める単位数より少なくないか。	適・否・該当なし 適・否・該当なし	・講義録 ・出席簿
	（3） 講義及び演習についてはおおむね15時間から45時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については30時間から45時間の範囲で定めているか。（指導要領6-3(1)ア）	適・否・該当なし	・出勤簿 ・時間割
	（4） 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成しているか。（指導要領第6-1(2)） 〇作成に当たっては、指導要領別表3を参照しているか。（指	適・否・該当なし 適・否・該当なし	・年間教育計画
	（5） 単位の認定に当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受 （指導要領第6-3（2）ア）	適・否・該当なし	・科目認定 関係書類
	（6） 単位の認定に当たっては、当該科目の内容を修得していることを確認しているか。（指導要領第6-3（2）ア）	適・否・該当なし	・実習要綱
	（7） 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。（指定規則別表3の2、指導要領第6-3(2)イ） 〇既修得単位の認定は、本人の申請に基づき個々の既修の学習内容を評価しているか。 〇認定は、総取得単位数の1/2を超えない範囲であるか。	適・否・該当なし 適・否・該当なし 当なし	・実習指導要綱
	（8） 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみとしているか。（指導要領第6-4（5）） （9） 臨地実習で実践活動の場以外で行う学習は、その学習の目的、内容及び当該教育内容の実習単位数に占める割合を実習指導要綱等で明確にしているか。（指導要領第6-4（5））	当なし 適・否・該当なし	
	（10） 臨地実習は原則として昼間行っているか。（指導要領第6-4（6）） ※ 看護の統合と実践においてはこの限りではない。	適・否・該当なし	
	（11） 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮しているか。（指導要領第6-4（7））	適・否・該当なし	
5	実習に関する事項		
	（1） 承認を受けていない実習施設を利用していないか。（施行令第13条第1項）	適・否・該当なし	・実習要綱
	①実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保しているか。（指導要領第8-5-(1)）	適・否・該当なし	・実習施設 一覧
	②基礎看護学実習及び成人看護学実習においては学生一人につき、一か所以上の病院を確保しているか。（指導要領第8-5-(1)）	適・否・該当なし	・実習施設概要
	（2） 実習施設は、以下の要件を満たしているか。	適・否・該当なし	・実習指導要綱
	①実習施設が病院の場合(指導要領第8-5-(2))		
	ア看護職員の半数以上が看護師であること。	適・否・該当なし	
	イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。	適・否・該当なし	
	（ア） 看護部門としての方針が明確であること。	適・否・該当なし	
	（イ） 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。	適・否・該当なし	
	（ウ） 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されているか。	適・否・該当なし	
	ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順が作成され、常時活用され評価され見直されていること。	適・否・該当なし	
	エ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。		
	（ア） 看護記録が正確に作成されていること。	適・否・該当なし	
	（イ） 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。	適・否・該当なし	
	（ウ） 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。	適・否・該当なし	
	オ 実習指導者が2人以上配置されているか。	適・否・該当なし	
	②主たる実習施設以外の実習施設(指導要領第8-5-(3))		
	ア 医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしているか。	適・否・該当なし	
	イ 業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されているか。	適・否・該当なし	
	ウ 看護師が配置されていない施設においては、学生が専任教員または実習指導教員による指導を受けられる体制が整備されているか。	適・否・該当なし	
	エ 看護師が配置されていない施設における実習の単位数は、指定規則に定める単位数の3割以内であるか。	適・否・該当なし	
	③訪問看護ステーション実習について(指導要領第8-5-(5))		
	ア 複数の訪問看護専任者がいること。	適・否・該当なし	
	イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。	適・否・該当なし	
	（3） 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあるか。（指導要領第8-2-(2)）	適・否・該当なし	
	（4） 教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定しているか。（指導要領第8-2-(1)）	適・否・該当なし	
	（5） 実習の質の担保から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、当該養成所との間において調整を図り、専任教員、実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保し、多数の養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整を行っているか。（指導要領第8-2-(3)）	適・否・該当なし	
	（6） 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備されているか。（指導要領第8-2-(4)）	適・否・該当なし	
	（7） 実習施設には、学生の更衣室及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員、又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられているか。（指導要領第8-2-(5)）	適・否・該当なし	
	（8） 実習指導者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修（実習指導者講習会）を受けた者であるか。（指導要領第8-1）	適・否・該当なし	

出席確認が適切に行われているか。
休講があった場合の補講が行われているか。
追試験、再試験、成績評価が年度内に行われているか。

学内で実施している演習や技術チェックは
実習時間内に含まないので注意すること。

6	変更承認及び届出その他に関する事項 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。（施行令第13条、指定規則第8条）	適・否・該当なし	・過去の申請書類
	〇変更にあたり事前に承認が必要な事項 ・課程 ・修業年限の変更 ・教育課程の変更 ・入学(入所)定員の変更 ・校舎の各室の用途及び面積並びに校舎の配置図及び平面図の変更 ・実習施設の変更	適・否・該当なし	
	〇変更後1ヶ月以内に届出が必要な事項 ・設置者の氏名および住所 ・名称 ・位置 ・学則（上記承認が必要な事項を除く）	適・否・該当なし	
7	その他		
	（1） 管理及び維持経営の方法が確実であるか。（指定規則第4条第1項第11	適・否・該当なし	・学則
	① 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織が明確に定めら	適・否・該当なし	・各種規程
	② 養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されているか。（指導要領第9-1）	適・否・該当なし	・各種書類
	③ 養成所の運営に関する諸書類が保管されているか。（指導要領第9-2）	適・否・該当なし	・職員名簿
	④ 教育環境を整備するために必要な措置を講じているか。（指導要領第9-3）	適・否・該当なし	・出勤簿
	⑤ 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか 計上しているか。（指導要領第9-4）	適・否・該当なし	
	（2） 専任の事務職員がいるか。（指定規則第4条第1項第	適・否・該当なし	
	（3） 教育活動その他の養成所の運営状況について、自	適・否・該当なし	
	〇評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書（平成16年）を参照しているか。（指導要領第9-5）	適・否・該当なし	
	点検結果に係るコメント（否となった項目についての原因と改善点等を記載）		

校舎の用途及び面積を変更していたが未申請であったり、提出された図面に記載されている教室の名称が実際と異なっている例があるので注意すること。

学則に記載のない規定が細則にあったり、学則に記載されていることが細則に規定がなく、実施もされていない等がないよう注意すること。

保管が必要な書類（一例）
・各会議録　・学生指導記録　・出席簿　・授業実施記録・出勤簿　等々

特に授業記録と講師の出勤簿の整合性がとれていない、実施記録を保管していない等、記録書類の不備が多々見受けられるので注意すること。

※記載要領

①判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。

②確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。
　なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日：　　年　　月　　日

設置者氏名：

記載者氏名：